

工事請負契約における単品スライド条項の適用開始について

最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ、県の発注工事に関して、香川県工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の規定を、平成 20 年 7 月 16 日を適用日とし、当分の間、次のとおり適用します。

1 「単品スライド」とは

香川県工事請負契約約款第 25 条第 5 項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

平成 9 年にこの規定を盛り込んでから初の適用

2 対象とする資材

「鋼材類」、「燃料油」に分類される各材料（H 形鋼、異形棒鋼、軽油など）
鋼材類、燃料油のそれぞれの変動額が対象工事費の 1 % を超えた場合に、その品目が対象

3 対象工事の範囲

適用日時点で施工中及び適用日以降に契約する工事

4 請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、請負者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の 1 % を超える額を発注者が負担。

ただし、既に部分払いの対象となった出来形部分等については、単品スライドの適用対象外

5 適用手続き

請負者が残工期を 1 ヶ月以上有する時点で請負代金額の変更を請求し、協議を行う。

請負者は、実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類の提出が必要。

6 単品スライド額の計算

$[\text{搬入(購入)月の実勢価格} - \text{設計時点の実勢価格}] \times \text{対象数量} \times \text{請負比率} - \text{請負代金額の 1 \% 相当額}$

実際に購入した金額が実勢価格で算定した金額よりも安価な場合は、実際に購入した金額を用いて計算する。